

瑞浪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

1 制定の理由

国は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき情報化推進に取り組んでおり、地方公共団体についても、国の施策に準じた努力義務が課されています。

本市では、第4次瑞浪市情報化推進計画の重点施策として、「行政手続のオンライン化、窓口のオンライン化」を掲げており、条例等において書面で行うこととされている手続等についてオンライン化を可能とするため、本条例を制定します。

2 条例の内容

主に以下の事項についてオンライン化を進めるため規定します。

項目	内容
① 申請、届出等市に対して行われる通知	・ 条例等の規定に基づく書面での申請等をオンラインで行えるよう規定します。 ・ 申請等のうち署名、押印等を求める手続では、個人番号カードを利用する方法により代えることができるよう規定します。
② 申請等に伴う手数料の納付方法	手数料をオンライン納付できるように規定します。
③ 処分通知等市が行う通知	申請者が対応できる場合に限り、条例等の規定に基づき市の機関等が書面により行う通知をオンラインで行えるように規定します。
④ 添付書類の省略	申請等において添付する書類（住民票の写し、登記事項証明書等）は、市が直接情報を参照することができる場合は省略することができるよう規定します。

3 スケジュール

12月	9日～	パブリックコメント実施（1/10まで）
4月	1日	新条例施行（予定）
令和5年度	上半期	オンライン移行可能手続の洗い出し
令和5年度	順次	行政手続オンライン化